

平成26年白浜町議会第2回臨時会 会議録(第1号)

1. 開 会 平成26年5月12日 白浜町議会第2回臨時会を白浜町役場
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 平成26年5月12日 10時04分

1. 閉 議 平成26年5月12日 11時54分

1. 閉 会 平成26年5月12日 11時54分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名

応招議員 13名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	溝口	耕太郎	2番	三倉	健嗣
3番	辻	成紀	4番	岡谷	裕計
5番	堀	匠	6番	長野	莊一
7番	水上	久美子	8番	楠本	隆典
9番	西尾	智朗	10番	廣畑	敏雄
11番	古久保	恵三	12番	南	勝弥
			14番	丸本	安高

不応招議員 1名

13番 玉置 一

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 13名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	溝口	耕太郎	2番	三倉	健嗣
3番	辻	成紀	4番	岡谷	裕計
5番	堀	匠	6番	長野	莊一
7番	水上	久美子	8番	楠本	隆典
9番	西尾	智朗	10番	廣畑	敏雄
11番	古久保	恵三	12番	南	勝弥
			14番	丸本	安高

欠席議員 1名

13番 玉置 一

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 泉 芳 明 事務 主 査 田 中 健 介

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤 誠		
教 育 長	鈴 木 勇	会 計 管 理 者	大 谷 博 美
富田事務所長			
兼農林水産課長	瀬 見 幸 男	日置川事務所長	青 山 茂 樹
総 務 課 長	田 井 郁 也	税 務 課 長	高 田 義 広
民 生 課 長	中 村 貴 子	住 民 保 健 課 長	三 栖 健 次
生 活 環 境 課 長	坂 本 規 生	観 光 課 長	古 守 繁 行
建 設 課 長	笠 中 康 弘	上 下 水 道 課 長	堀 本 栄 一
国体推進課長	廣 畑 康 雄	消 防 長	古 川 泰 造
教育委員会		日置川事務所	
教 育 次 長	寺 脇 孝 男	地 籍 調 査 室 長	中 本 敏 也
総務課副課長	榎 本 崇 広		

1. 議事日程

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 指 名 に つ い て

日 程 第 2 会 期 の 決 定 に つ い て

日 程 第 3 議 案 第 4 1 号 白 浜 町 老 人 医 療 費 の 支 給 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

追 加 日 程 第 6 議 案 第 4 2 号 白 浜 町 監 査 委 員 の 選 任 に つ い て

追 加 日 程 第 7 議 案 第 4 3 号 白 浜 町 副 町 長 の 選 任 に つ い て

日 程 第 4 発 議 第 1 号 議 員 派 遣 に つ い て

日 程 第 5 発 委 第 4 号 閉 会 中 の 継 続 調 査 申 出 書 (議 会 運 営 委 員 会 ・ 総 務 文 教 厚 生 常 任 委 員 会 ・ 観 光 建 設 農 林 常 任 委 員 会 ・ 議 会 広 報 特 別 委 員 会)

追 加 日 程 第 8 発 委 第 5 号 閉 会 中 の 継 続 審 査 申 出 書 (観 光 建 設 農 林 常 任 委 員 会)

1. 会議に付した事件

日 程 第 1 从 追 加 日 程 第 8

1. 会議の経過

○ 議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成26年第2回臨時会を開会いたします。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番外（事務局長）

諸報告を行います。

ただいまの出席議員は13名であります。13番 玉置議員から欠席の届出があります。

本臨時会の会議予定につきましては去る5月1日の議会運営委員会でご協議いただきました。その結果をご報告し、ご了承いただきたいと思っております。

会期につきましては本日1日を予定しております。

本日の議事日程はお手元に配付しております。

地方自治法第121条の規定による説明員の出席要求をお手元に配付しております。

本臨時会までに提出のあった陳情書はお手元に配付しております。取り扱いにつきましては議会運営委員会でご協議いただきました結果、配付にとどめるということになりました。

休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

臨時会閉会后に全員協議会を開催いたしますので、よろしくをお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

○議長

諸報告が終わりました。ご了承のほどよろしくお願いいたします。

本日は写真撮影を許可しております。

ここで、教育長 鈴木 勇君から教育長就任の挨拶をしたい旨の申し出がありましたので、発言を許可します。

番外 教育長 鈴木君（登壇）

○番外（教育長）

就任の挨拶をした。

（拍手）

○議長

ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

（1）日程第1 会議録署名議員指名について

議長は会議規則第126条の規定により、本臨時会の会議録署名議員を次のとおり指名した。

5 番 堀 匠 6 番 長 野 莊 一

（2）日程第2 会期の決定について

○議長

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

(3) 日程第3 議案第41号 白浜町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第3 議案第41号 白浜町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長から挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井潤君(登壇)

○番外(町長)

本日平成26年白浜町議会第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用にも関わりませぬご出席を賜り誠にありがとうございます。開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

日々、太陽が眩しくなり、白浜の夏が近づいてまいりましたが、5月3日には白良浜で海開きを行い、初泳ぎが行われました。

海水浴場開設に際しまして、関係する皆様や議員各位のご理解とご協力にこの場をお借り致しまして、厚くお礼申し上げます。

4月26日には、番所山公園のリニューアルオープンイベントを開催し、同日、紀の国わかやま国体に向けて整備を進めていました日置川テニスコートでは、リニュアルオープニングセレモニーを挙行了したところでございます。

白浜会館では、第7回白浜商工祭が開催され、「日本最大級の餅まき」が行われるなど、整備を進めてきました施設やスポットでは、町内外の利用者の受入が始まっております。国体開催までに高速道路が前倒して開通される見通しも示されるなど、本格的な来泉客の受入が始まることとなります。

来週には、いよいよ空手道競技のリハーサル大会として、第51回和歌山県空手道選手権大会が開催されます。国体を盛大に開催するためには、町民皆様のご協力が不可欠でございます。これから、様々な面で多くのお願いを申し上げることと存じますが、ご理解とご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

国体にとどまることなく、整備された交通網を最大限に活用して、白浜の活性化に向けて新たな施策を講じてまいるのでございますので、議員各位にはご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、本議会においてご審議をお願い致します案件は、条例の改正に関する事項1件であり、必要な議案を提出したところでございます。

審議をお願い致します案件の提案理由につきましてご説明申し上げます。

議案第41号 白浜町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましては、老人医療費の支給金の申請に関する規定を改正したいので、提案するものでございます。

以上、詳細につきましては、担当課長からご説明いたしますので、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長

続いて、補足説明を許可します。

番外 住民保健課長 三栖君（登壇）

○番 外（住民保健課長）

議案第41号 白浜町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、議案書（P. 1～4）に基づき、説明した。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより審議に入ります。

本案に対する質疑を行います。

7番 水上君

○7 番

改正前の下線のある部分が削除されて、地方自治法の5年に合わせる。整合性を図ってという説明を受けました。そしたら、第2項に改正前と同じように5年という表記は要らないんですか。

○議 長

番外 住民保健課長 三栖君

○番 外（住民保健課長）

これにつきましては、上位法令に合わすということで、1年間を自治法の5年に変更する、上位法令に合わせるということです。

○議 長

わかりにくいのでもう一度。

番外 住民保健課長 三栖君

○番 外（住民保健課長）

これにつきましては、地方自治法の消滅時効が5年となつてございます。それで、その5年に合わせて改正を行うというもので、1年というものを取るということです。

○議 長

7番 水上君

○7 番

その説明は十分理解できています。ここに老人医療費の支給に関する条例の中に5年という表記は要らないのかということです。請求の期限に関して5年というのはここに要らないのかということをお尋ねしているんです。

○議 長

番外 住民保健課長 三栖君

○番 外（住民保健課長）

地方自治法の金銭債権の消滅時効が上位法令となっておりでございますので、特別1年以内と定めていたんですけれども、それを5年に合わせるということで、この項目を削除していいというところで、削除してございます。

○議 長

7番 水上君

○7 番

今の説明、上位条例を優先するのはわかるんですけれども、老人医療費の支給に関する条例で、どなたが見てもわかるという形にするのであれば、やはり5年という表記が必要でないかとお尋ねしているんです。

○議 長

番外 住民保健課長 三栖君

○番 外（住民保健課長）

繰り返しになるんですけれども、上位法令がこれで定められていることとなっておりますので、ここで1年を5年と表記し直す必要がないということでございます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第41号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第41号は原案のとおり可決されました。

休憩します。

（休憩 10時15分 再開 10時34分）

（12番議員 退場）

○議 長

再開します。

事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外（事務局長）

諸報告を行います。

休憩中に議会運営委員会でご協議いただきましたことをご報告し、ご了承をお願いいたします。

当局より1件の追加議案の申し出がございました。申し出のあった1件については日程に追加し議題とすることになりましたので、ご了承のほどお願いいたします。

本日までに受理した請願は議会運営委員会で協議していただきました結果、お手元に配付しております請願文書表のとおり、観光建設農林常任委員会に付託して審査をお願いすることになりました。

以上で諸報告を終わります。

○議 長

お諮りします。

ただいま当局より申し出のあった追加議案1件について、追加日程第6として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、追加議案については日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

○議 長

資料を配付して下さい。

(資料配付)

(4) 追加日程第6 議案第42号 白浜町監査委員の選任について

○議 長

追加日程第6 議案第42号 白浜町監査委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井潤君(登壇)

○番外(町長)

議案第42号 白浜町監査委員の選任について、議案書(P.5)に基づき、説明した。

南氏の選任について、ご同意をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決します。お諮りします。

議案第42号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第42号は原案のとおり同意されました。

(12番議員 入場)

○議 長

ただいま白浜町監査委員に同意されました南議員が議場におられますので、挨拶をお願いします。

12番 南君(登壇)

○12 番

就任の挨拶をした。

(拍手)

○議 長

休憩します。

(休憩 10時39分 再開 11時10分)

○議 長

再開します。

事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外(事務局長)

諸報告を行います。

休憩中に議会運営委員会でご協議いただきましたことをご報告し、ご了承をお願いいたします。

当局より1件の追加議案の申し出がございました。申し出のあった1件については日程に追加し議題とすることになりましたので、ご了承のほどお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

○議 長

お諮りします。

ただいま当局より申し出のあった追加議案1件について、追加日程第7として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、追加議案については日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

資料を配付して下さい。

(資料配付)

(5) 追加日程第7 議案第43号 白浜町副町長の選任について

○議 長

追加日程第7 議案第43号 白浜町副町長の選任についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番外（町 長）

議案第43号 白浜町副町長の選任について、議案書（P. 6～7）に基づき、説明した。
林氏の選任につきまして、ご同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議 長

本案に対する質疑を行います。
（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。
11番 古久保君（登壇）

○11 番

人事案件ですので、林さん個人につきまして私は何らございません。ですけれども、副町長という立場において、この方を推薦するわけにはいきません。

今経歴をいただきました。この経歴の中に一番大事な公務員としての資質を問われる大事なことがございます。

と申しますのも、これをさかのぼりますと、平成23年11月1日付けの人事異動による内示が10月26日に行われ、その結果6名の課長の異動が告げられたところである。町民の付託に応えるべき重要案件が山積している中、唐突としか思われない人事異動は町行政を発展されるための異動人事ではなく、まさしく町長の思うままに権力をふるう専権であり、断じて今回の人事異動を認めるわけにはいかない。よってここに課長職全員による降格願いを提出するというので、23年10月31日付けで課長全員の署名を入れて、降格願いというものを前水本町長に突き付けております。そういう中で、公務員としての水本町長が異動した職員に対してお願いしましたことに対して公務員として反発している。

公務員というのは先ほど全員協議会でも言いましたけれども、自治六法の中の地方公務員法というものに書かれております。第32条、上司の職務上の命令に従う義務。それから、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないというのがあります。それから、33条、職員はその職の信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となるような行為はしてはならない。こういう公務員としての自覚が、彼は当時、今後ろに座っておられる方々の中にも署名をされた方々が座っておられるけれども、公務員としての自覚が足りなかったと思います。その降格願いがその当時マスコミや報道関係によって報道をされ、白浜町の恥を全国にばらまきました。白浜町の職員はどうなっているのかというところで報道されたわけです。そういうことが町民の目に触れて、町民のお二人の方が和歌山地検に地方公務員法違反と告発しました。それは平成24年12月27日です。そして、25年2月1日に告訴もしました。その結果、25年6月14日に処分通知により全員不起訴処分と、白浜町広報誌に掲載され

ました。ですけれども、その理由については掲載されておりません。ということで、私たち町民は不起訴処分の理由告知書。これを平成25年6月19日、理由告知書が告訴人2人に届いております。その内容もここに持ってきておりますけれども、こういう告知書が届いております。そしてこの内容です。課長職全員起訴猶予。それが一部嫌疑不十分という理由が出されております。その中のお一人が林さんでございます。その起訴猶予というのは、皆さん、前科ではないんです。ですけれども、前歴として記録に残るんです。のちに別件で起訴された場合に、それが情状証拠となるんです。プラスアルファとなるんです。【P.12に関連記載あり】
_____ そういうことが少しでも事故を起こせば、職員の皆様方訴えられた人は、罰を受けるわけです。こういう経歴の持ち主が町のナンバー2として我々議会として本当にふさわしいと、なっていたきたいということで、我々議会が承認できるか。そしてまた、町民の皆様方に説明ができるか。自信を持って私は町民の皆様方にご披露できません。ということで、反対討論をさせていただきます。

それから、付け加えますけれども、去年の12月10日です。検察審査会のほうへ審査申し立てをしております。今、審査継続中であります。この結果もまだどういう結果が出るかわかりません。ご存じのとおり、検察審査会は最近頑張っております。いろいろな事件が検察審査会の努力によって出てきております。そういう審査会に今継続中のこの林さんを私たちが議会として推薦して、自信を持って町民の皆様方に認めましたよという形で推薦できるかどうか。町長に本当にナンバー2としてふさわしいのか。また町長としての職を全うできるのか、その辺を疑問に思いますので、反対をさせていただきます。

○議 長

賛成討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長

ないようでございますので、討論を終結します。

議案第43号 白浜町副町長の選任について採決します。

反対討論がございましたので、この採決は会議規則第82条第1項に基づき、投票で行います。

なお、投票は無記名投票としたいと思います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議 長

ただいまの出席議員は議長を除いて12名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番 長野君、7番 水上君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議 長

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

また、会議規則第84条 白票の取扱いで、投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなす。いわゆる反対とみなすとなっておりますの

でご承知しておいて下さい。

再度申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議 長

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席番号の順番で投票をお願いします。

(議席順に投票)

○議 長

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。長野君、水上君、立会いをお願いします。

(開票)

○議 長

投票の結果を報告します。

投票総数 12 票、有効投票 12 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、賛成 11 票、反対 1 票。

以上のおり賛成が多数です。

従って、議案第 43 号は原案のおり同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場開く)

○議 長

ただいま同意されました林君から挨拶の申し出があります。これを許可します。

(林氏入場)

(登壇)

(挨拶)

(拍手)

○議 長

挨拶が終わりました。

休憩します。

(休憩 11 時 39 分 再開 11 時 48 分)

○議 長

再開します。

先ほどの反対討論の中で、古久保議員から発言の訂正の申し出がありますので、これを許可します。

11番 古久保君（登壇）

○11番

先ほどの反対討論の中で、例えばの話で不適切な言葉を使いました。誠に申し訳ございません。皆様方にご不快な思いをさせましたことをお詫びし、削除していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。【P.10に関連記載あり】

○議長

11番 古久保君から発言のありました部分は削除いたします。

（6）日程第4 発議第1号 議員派遣について

○議長

日程第4 発議第1号 議員派遣についてを議題といたします。

白浜町議会会議規則第128条の規定による議員派遣について、お手元に配付のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

異議なしと認めます。

従って、議員派遣についてはお手元に配付のとおり決定いたしました。

（7）日程第5 発委第4号 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会・総務文教厚生常任委員会・観光建設農林常任委員会・議会広報特別委員会）

○議長

日程第5 発委第4号 閉会中の継続調査申出書を議題とします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査を継続することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

異議なしと認めます。

従って、各委員長から申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査を継続することに決定しました。

資料を配付してください。

（資料配付）

○議長

お諮りします。

ただいま観光建設農林常任委員会からの閉会中の継続審査申出書について、日程に追加し議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、観光建設農林常任委員会からの閉会中の継続審査申出書について、追加日程第8として議題とすることに決定しました。

(8) 追加日程第8 発委第5号 閉会中の継続審査申出書 (観光建設農林常任委員会)

○議 長

追加日程第8 発委第5号 閉会中の継続審査申出書を議題とします。

観光建設農林常任委員長の申し出のとおり、閉会中も審査を継続することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これをもって、平成26年第2回臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

閉会にあたり、町長から挨拶の申し出があります。

これを許可します。

番外 町長 井潤君 (登壇)

○番 外 (町 長)

閉会にあたりまして、ひと言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成26年第2回臨時会をお願い致しましたところ、議員各位には、鋭意ご審議を頂き、誠にありがとうございました。

議員各位からのご意見やご提言を十分に踏まえながら、行政の運営に副町長をはじめ、職員共々、全力を尽くしていく所存でございます。

今後とも、議員各位のご指導、ご支援を賜りますよう、宜しくお願いを申し上げます、簡単ではございますが、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議 長

挨拶が終わりました。お諮りします。

本日をもって白浜町議会平成26年第2回臨時会を閉会したいと思います。

閉会することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、白浜町議会平成26年第2回臨時会はこれもちまして閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議長 岡谷 裕計は、 11 時 54 分 閉会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 26 年 5 月 12 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員